

Title	ジャーナリストへの暴力
Sub Title	
Author	山本, 信人(Yamamoto, Nobuto)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2015
Jtitle	メディア・コミュニケーション : 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.65 (2015. 3) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20150300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジャーナリストへの暴力

山本信人



▶ 1 ジャーナリストの死

日本ではジャーナリストの死を耳にすることはあまりない。ジャーナリストの死が報道されるとしたら、それは海外で命を落としたジャーナリストの事案であることが大半である。たとえば、2014年にはいって時折ニュースなどで目にするのは、イラクで戦闘を展開しているISIS (Islamic State of Iraq and al-Sham)⁽¹⁾が捕虜としている欧米のジャーナリストをみせしめに公開処刑した映像であろう。この場合のジャーナリストの死とは、取材中あるいは取材の過程において何者かによってジャーナリストが殺害される事案をさす。

日本国内でジャーナリストが殺害されることは滅多にないとしても、残念ながら世界各地で毎年数十名のジャーナリストが命を奪われている。たとえば、アメリカ・ニューヨーク市に本拠を置く非営利団体ジャーナリスト保護委員会 (The Committee to Protect Journalists)⁽²⁾のデータによると、1992年から2014年までのあいだにジャーナリストが職業上の理由で死にいたったケースは1082件にのぼる⁽³⁾。そのなかには当然のことながら、日本人ジャーナリストも含まれている。

わたしたちの記憶に新しく印象が強いところでは、2013年8月20日、シリア北部アレッポで銃弾に倒れた山本美香の事案がある。彼女は当地で反アサド体制派武装組織「自由シリア軍」に同行し、内戦が続く市街地の取材をしていたのだが、そのときに前方から歩いてきた迷彩服の集団に突然銃撃された⁽⁴⁾。この他にも過去10年のあいだに取材の過程で命を奪われた日本人ジャーナリストはいる。2010年4月10日タイの首都バンコクでは、通信社ロイター東京オフィスに所属するカメラマン村本博之が銃弾の犠牲になった。かれは当時、政府派と反政府派(タクシン派)が対立してデモが起きていたタイの状況を取材していた。そのなかで政府派が反政府派に銃撃した行為に巻き込まれた。また、2007年9月25日、APF通信社⁽⁵⁾所属のフォトジャーナリスト長井健治が、ビルマのランゲーンで発砲されて死亡した。かれはランゲーンのスレー・パゴダ近くで反政府デモを取材していたが、デモ隊に発砲した政府軍の治安部隊の一兵士に至近距離から射殺された。このときの衝撃的な映像は日本でも報道された。

これらの事案をみると、海外での取材で命を落とした日本人ジャーナリストの存在がわかる。国籍に関わりなく、ジャーナリストであったがゆえに不運にもあるいは必然的に殺害されることは起こる。では、ジャーナリストという職業は死と隣り合わせなのであろう

か。海外での取材は危険をとまなうものなのであろうか。じつはこのような問いは印象論に基づいており、事実とはかけ離れている。いうまでもすべてのジャーナリストが殺害の危険にさらされているわけではないし、海外での取材だから危険なのではない。

とはいえ、ジャーナリストの死は言論空間に対する究極の暴力の発現形態であることには違いない。駒村圭吾のいうようにジャーナリズムが「表現の自由の公共的使用」であるならば（駒村 2002）、ジャーナリストの殺害は表現の自由と公共に対する挑戦といえる。ジャーナリズムの公共性には国境はない。この点は、政治理論学者のジョン・キーンに代表されるような、主権あるいは国境に規定される傾向にある民主主義と暴力の議論（Keane 2004）とは一線を画する。むしろ政治学者の論じる民主主義と暴力の議論では、ジャーナリストやメディアに関する格別な視線を感じることは少ない。

むしろ、ジャーナリストの活動や言論空間の民主性を問うのは、ジャーナリスト自身である場合が多い。その典型がジャーナリスト保護委員会であり国境なき記者団（Reporters Without Borders）の活動である。かれらはジャーナリストに対する暴力を正面から取りあげる。そのなかでも、ジャーナリスト保護委員会はジャーナリストの死を三種類に分類する。殺害、戦場、危険な取材の三種類である。戦争・紛争地帯での取材に生命の危険が発生するのは説明するまでもないし、類似の理由で当初から危険が存在する取材対象という場合もある。先に1992年から2014年のあいだに1082名のジャーナリストが殺害にあったと記したが、このうち戦場で命を落としたジャーナリストは221名、危険な取材にかかわっていた者は143名であった。この数は死にいたったジャーナリストの数の3分の1にしかならない。逆にジャーナリスト保護委員会によると、残りの3分の2にあたる716名は通常の取材活動中に殺害された、となっている。

戦場でもなく危険な取材でもないのに、通常の取材活動の過程でジャーナリストが殺害されるとはどういうことなのか。ジャーナリストの死に必然があるとは思わない。とはいえ、ジャーナリストを殺す側、すなわち権力の側にはそれなりの論理があるはずである。端的にいうと、言論空間が権力を脅かす存在となったときに、権力は言論空間を封じ込める。権力に対する脅威とは、既存の権力基盤への脅威と言い換えてもよい。ただし通常はセンサーシップという形での言論空間の封じ込めであり、ジャーナリストを葬り去る行為は極端である。ではなぜ権力はその極端な行為をとるのだろうか。またはたして政治権力のみが言論への暴力を振るっているのだろうか。このような問いは言論統制の研究ならば成立する。しかしこうした一連の問いへの説明はそれほど難しいものではない。それはある意味では自明な権力と反権力あるいは権力監視勢力との関係で説明できてしまうからである。

その代わりに本稿では、ジャーナリストへの暴力という文脈でジャーナリストの死を考えてみたい。この場合、ジョン・シュワルズマンテルに倣って（Schwarzmantel 2010）、暴力（violence）を物理的な力（force）の行使を含めることとする。そのために暴力の行使は国家の独占ではなく、反国家や非国家勢力、そして住民もその主体となり得るとする⁶⁾。また本稿では、ジャーナリストの死は言論の自由という普遍的な規範と価値に対する挑戦として捉える。その際ジャーナリストの死を事案とするのではなく、報道の自由の度合いとジャーナリスト殺害との関係を検証する。事例としては東南アジア諸国を取りあげる。本稿の営みをとおして、ジャーナリストへの暴力と言論空間のあり方について考察する。

▶ 2 言論の自由とジャーナリストへの暴力

言論と報道の自由は民主主義の根幹をなすといわれている。たとえば、イギリスの大学

学部1年生向けの教科書として刊行された『メディアと民主主義』のなかで、著者のジェイムズ・カラン (James Curran) は、アメリカやイギリスなどを念頭に置きながら、民主主義体制におけるメディアの役割とメディアの民主性、そしてメディアの変容を議論している。そこではメディアやジャーナリズムの自律性が所与とされている (Curran 2011⁷⁾)。この点はメディアと民主主義の問題を正面からとらえたジョン・キーン (Keane 1991) でも類似である。

しかしながら、このようなメディアやジャーナリズムに関する教科書や研究書で、ジャーナリズムやジャーナリストに対する暴力が正面から取りあげられることは少ない。その要因の一つとして考えられるのは、メディア論の大半はいわゆる先進国の事例を念頭に展開されている事実である。そもそもメディアやジャーナリズム研究は西洋先進国の経験が研究の基盤となって展開してきた。このこと自体に問題はない。問題は現実社会における言論空間のあり方に関する記述が少ないところにある。メディアやジャーナリズムと民主主義を議論するのであれば、特定の国家における言論空間の自由の度合いやあり方を紹介するのが筋であろう⁸⁾。言論空間が自由の度合いやあり方は、それに関する諸規制という法的側面や目にみえない圧力の有無に言及することでも補うことはできる。この他にもメディアの言説分析をとおして、言論空間のあり方に切り込むという研究手法もある。ところがいずれの場合においても、からなずしもジャーナリストに対する暴力を取りあげるとは限らない。その一方で現実の社会では、ジャーナリストに対する暴力が消えることはない。では、どのようにジャーナリストに対する暴力を捉えたらよいのであろうか。

ジャーナリストやジャーナリズムに対する暴力といった場合、言論統制や言論弾圧がまっさきに思い浮かぶであろう。言論統制や弾圧は、政治権力が報道、出版、その他の言論に対しておこなう規制や弾圧のことを指す。政治権力が表現や言論の自由を許さないといった場合、権力批判に非寛容であるだけでなく、一定の表現に対する制限をかけることで、それが社会的に流布しないようにすることもある。ここには権力者による情報操作が含まれることもある。場合によっては、表現者側が自主規制をすることもある。しかし言論統制はあくまでも統制であり、ジャーナリストや表現者を拘束することはあっても、その命を奪う行為にまでいたることは多くない。言論統制はあくまでも法的あるいは行政的措置だからである⁹⁾。

言論統制や弾圧の極端な形が物理的な暴力の行使である。先進民主主義的諸国に分類される日本に居住していると、こうした表現はすんなりと理解しにくいかもしれない。しかし、非民主的な国家においてのみ権力が濫用され、ジャーナリストに対する暴力が発生するわけではない。あるいは非民主国家においてのみ、ジャーナリストは権力と対峙しているわけでもない。民主国家においてもジャーナリストに対する暴力が存在する。たとえばジャーナリスト保護委員会のデータによると、世界の民主主義をリードして「民主主義の輸出」¹⁰⁾をしているアメリカ合衆国においても、1992年から2007年の15年間のあいだに5名のジャーナリストが命を奪われている。かれらは格別先鋭的にアメリカ政府という権力に対抗していたわけではない。アメリカ政府へのテロ行為の矛先として犠牲となった場合もあれば、新聞に掲載された記事に憤慨した一般市民がジャーナリストに手をかけることもある¹¹⁾。つまり、民主主義国家においてもジャーナリストが命を落とすことはある。言論や報道の自由に対する暴力は政治体制にかかわらず発生すると考えることもできる。

そのうえでジャーナリストの死に焦点をあてると、現実の世界では圧倒的に政治権力による暴力であるいは紛争地帯でジャーナリストは殺されている。上述のようにジャーナリスト保護委員会のデータによると、1992年から2014年までのあいだにジャーナリストが職業上の理由で死にいたったケースは1082件にのぼる¹²⁾。ジャーナリスト保護委員会の

調査では、ジャーナリストが殺された要因として政治がらみが46%、戦争（紛争）が39%である⁽¹³⁾。ジャーナリストの殺害の背景を一つ要因に限定することは難しいので、死亡の要因は重複している。そのために、ジャーナリスト保護委員会のデータは死因の合計が100%を超えている。その点を差し引いても、政治と戦争は突出している。たしかにこの22年間の累積でジャーナリストが命を落とした事案は、イラクの166件、フィリピンの77件、シリアの72件、アルジェリアの60件、パキスタンとロシアの56件、ソマリアの53件である。イラクが突出していることに象徴されるように、上位に名を連ねる国々には世界的にも紛争地域として知名度が高く、政治的には不安定な諸国が上位に名を連ねている。

ところが他方で異なる現象もある。同じジャーナリスト保護委員会のデータによると、この二つの要因に続くのが、汚職の23%、人権の21%である。このうち汚職がらみでジャーナリストが殺害されたケースは、民主化途上にある諸国で頻発するようである。この場合の殺人の論理は、民主主義の制度化と旧来型の政治と利権分配の衝突であり、前者を推進するジャーナリストが後者の旧態依然たる政治姿勢を批判することによって引き起こされる、というものである。これは、民主主義という制度とその運用の実態との乖離を地元ジャーナリストが鋭く切り込んだ結果であるということもできる。

ここでジャーナリスト保護委員会のデータを整理し直してみよう。1992年以降2014年までのあいだに世界中で殺害されたジャーナリストは717名にのぼる。これらには戦場報道や生命の危険をとまなう取材に携わり死にいたったジャーナリストの数は含まない。ジャーナリストが取材していた内容別にみると、その半数が政治関係である。それに続くのが、汚職の31%、戦争・紛争の27%、犯罪の23%、そして人権の18%である。

ジャーナリストの死の要因に、戦場でもなく生命の危険もともなわない取材で殺害されたジャーナリストの多い国を順に20番まで並べると、つぎのようになる。すなわち、イラク（103名）、フィリピン（75名）、アルジェリア（58名）、コロンビア（41名）、ソマリア（36名）、ロシア（36名）、パキスタン（32名）、ブラジル（27名）、メキシコ（27名）、インド（19名）、トルコ（18名）、ルワンダ（17名）、タジキスタン（14名）、バングラデシュ（14名）、アフガニスタン（12名）、シリア（10名）、スリランカ（10名）、シエラレオネ（9名）、ナイジェリア（8名）、ペルー（8名）である。このなかで一般的な印象では、いわゆる戦場と重複する国も存在する。その典型例としては、イラク、ソマリア、アフガニスタン、シリアとなるであろう。しかし、これら戦場を抱える国でも政治、汚職、犯罪、人権などを取材していたジャーナリストが殺害されている。それ以上に、戦場ではない国ではまさに政治、汚職、人権などがジャーナリストの殺害の背景となっている。ではこの事実をどのように理解すればよいのであろうか。

▶ 3 報道の自由度とジャーナリストの死

本章では、報道の自由の度合いとの関係でジャーナリストの死を考察する。

まず、国境なき記者団のデータに依拠して、世界の諸国の報道の自由度を概観してみよう。国境なき記者団とは1985年にフランス・パリに設立された、言論の自由の擁護を目的としたジャーナリストによる非政府組織である。2002年以降は毎年「世界報道の自由ランキング」(World Press Freedom Index)を発行している。

国境なき記者団は報道の自由度に関して独自のデータを公表している。国境なき記者団は毎年18か国において、ジャーナリスト、報道機関、ネチズンが享受している表現の自由の度合いと、そうした言論空間の自由を尊重し保障する政府の取り組みと姿勢を評価の対象にした調査を実施している。調査における主な指標は、多様性、メディアの自律性、

図 2014年時点の報道の自由度⁽¹⁴⁾Figure
& Table

ジャーナリストの働く環境と自主規制，法的観点，透明性，報道・情報の流通に関するインフラストラクチャー整備の6項目にわたっている(Reporters Without Borders 2014:2)。

この指標に基づく2014年の報道の自由度ランキングでは，上位は軒並み西洋諸国である。上位10か国をあげてみると，フィンランド，オランダ，ノルウェー，ルクセンブルク，アンドラ，リヒテンシュタイン，デンマーク，アイスランド，ニュージーランド，スウェーデンの順になっている。これらの上位の諸国は報道の自由は「良好な状態(=自由)」との評価になっている。ちなみに，日本は2014年版では53位から59位に後退した。「東京電力福島第1原発事故の影響を取材しようとする」と様々な圧力を受けるとされたほか，特定秘密保護法の成立が響いた(共同通信2014)。そのために，従来は5段階に分けた分類でうえから2番目の「満足できる状況」から，3番目の「顕著な問題」のある国に転落した。3番目の段階に分類される先進国は日本以外になく，東アジアでは台湾(50位)や韓国(57位)を下回る自由度とされた。

さて議論を本稿の関心に引き戻すと，ポイントは報道の自由の度合いとジャーナリストの死とはいかなる関係があるかという点である。ここではジャーナリスト殺害数の上位20か国から，地域的分布を考慮して11か国を抽出してみた。中東・北アフリカとしてイラク(153位)，アルジェリア(121位)，トルコ(154位)，ソマリア(176位)，南アジアとしてインド(140位)，パキスタン(158位)，ラテンアメリカからはブラジル(111位)，コロンビア(126位)，メキシコ(152位)，そして旧東ヨーロッパからロシア(148位)とボスニア(67位)という11か国である。国境なき記者団の2014年データに基づく，これら11か国には第1段階と第2段階に属する国はない。第3段階にはブラジル，ボスニアがあるのに対し，第4段階の「深刻な状況」にはアルジェリア，コロンビア，インド，

●表1 ジャーナリストの殺害数と報道の自由度
(中東、アフリカ、南アジア、南米、旧東ヨーロッパ)

国名	死亡合計	殺害合計	順位
イラク	166	103	153
トルコ	20	18	154
アルジェリア	60	58	121
ソマリア	53	36	176
インド	32	19	140
パキスタン	56	32	158
ブラジル	29	27	111
メキシコ	30	27	152
コロンビア	45	41	126
ロシア	56	36	148
ボスニア	19	4	66

(出典:ジャーナリスト保護委員会 & 国境なき記者団データより筆者作成)



パキスタン、ロシア、メキシコ、トルコ、イラクがはいる。そして報道の自由度が「非常に深刻な状況」とされる第5段階にはソマリアが分類されている。ここで抽出した国ぐにの報道の自由度は、地域ごとに近い順位であることから、非常に緩くではあるが地域的な類似性を有するということがも可能である。

この報道の自由度の指標に、先のジャーナリスト保護委員会のジャーナリストの殺害数を合わせてみたのが、表1「ジャーナリストの殺害数と報道の自由度（中東、アフリカ、南アジア、南米、旧東ヨーロッパ）」である。ここではジャーナリストの死亡総数と、戦場取材や危険を伴う取材によることのない殺害されたジャーナリストの数を掲載してある。

この表から一見してわかることは、報道の自由度とジャーナリストの殺害数とのあいだには緩い相関関係が成立しているという事実である。第1に、相対的にはあるが、内戦ないし紛争状態である国家は、報道の自由度が低いだけでなく、ジャーナリストの死亡事案も多い。これにはイラク、パキスタン、ソマリアの事案が該当する。これらは乱暴にまとめてしまうと、イスラーム過激勢力が強く、国内正規軍との対峙だけではなく、国際的な軍事支援を受けている国ぐにである。第2は、紛争状態ではないものの、死亡したジャーナリストの総数のほとんどが、政治、汚職、犯罪、人権などを取材していたジャーナリストだった国である。ここにはトルコ、アルジェリア、ブラジル、メキシコ、コロンビアがあてはまる。インドとロシアは死亡したジャーナリストの6割前後が戦場ではなくあるいは危険な任務に就いていなかった。この2つの国もこの分類にいれてもよい。第3は残りの1国、すなわちボスニアである。ボスニアだけは報道の自由度ランキングは66位で第3段階に分類されている。ここで抽出した国ぐにのなかでは圧倒的に報道の自由度は高い。しかも死亡したジャーナリストの19名は、1992年から95年のあいだに集中している。この時期はボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の時期と合致している。逆に紛争が一段落した1996年以降、ボスニアではジャーナリストが死亡した事案はない。それはボスニアが着実に民主化を進めており、それにともなって報道の自由度も上昇している証左である。

以上の検証からは、ジャーナリスト保護委員会が分析しているように、戦場や危険な任務でジャーナリストが死亡する場合と、政治、人権、汚職がらみの取材のためにジャーナ

リストが殺害されるという典型的な事案を確認することができる。

▶ 4 東南アジア諸国の事例

本章では、前章で検討したジャーナリスト保護委員会のデータと国境なき記者団のデータを、東南アジア諸国にあてはめて考察してみたい。前章で指摘したように、報道の自由度については緩くではあるもののジャーナリストの死との相関性および地域的な類似性がみられる。とくに後者について、すなわちなに報道の自由度の類似性を構成している要因であるかについてここで分析する余裕はないが、少なくともそうした地域的傾向があることは興味深い点である。

こうした地域性と報道の自由度を考慮してみると、東南アジア地域は一筋縄では説明しきれない諸国が寄り集まっているということが指摘できる。すでに指摘したように、ジャーナリストの死と殺害件数が世界で2番目に多い国、フィリピンがこの地域に含まれている。この事実だけを取りあげても、地域としての類似性を議論することに水を差すことになる。本章で議論するように、東南アジア諸国ではジャーナリストの死と報道の自由とのあいだには関係性が弱いようである。それは東南アジア地域の政治（体制）的多様性を反映している。では東南アジア地域はどのようになっているのであろうか。

表2「ジャーナリストの殺害数と報道の自由（東南アジア）」からわかる傾向は以下のとおりである。第1に、東南アジア地域では、フィリピンが突出してジャーナリストの殺害事例が多く、77件におよぶ。第2に、その7分の1の規模で、インドネシア、タイ（各10件）、カンボジア（9件）である。第3に、殺害事案の発生しない国も存在している。それはシンガポール、ブルネイ、マレーシア、ラオスの4か国である。

これに報道の自由度を組み合わせると以下ようになる。まず概観からみていくと、第1に、東南アジア諸国は概して報道の自由度が高くない。第3段階の東ティモールを除けば、その他の10か国は報道の自由度が第4段階（深刻な状況）と第5段階（非常に深刻な状況）である。にもかかわらず第2に、先にみた他の地域で同ランクの報道の自由度にある諸国と比較すると、東南アジア諸国で死にいたるジャーナリストの数はきわめて少ない。例外はフィリピンである。第3に、報道の自由度が低いシンガポール、マレーシア、ブルネイ、ラオスにいたっては、ジャーナリストの死は記録されていない。通常の取材中に殺害され

●表2 ジャーナリストの殺害数と報道の自由度（東南アジア）

国名	死亡合計	殺害合計	順位
インドネシア	10	8	132
カンボジア	9	8	144
シンガポール	0	0	150
タイ	10	6	130
東ティモール	2	1	77
フィリピン	77	75	149
ブルネイ	0	0	117
ベトナム	1	0	174
マレーシア	0	0	147
ビルマ	4	1	145
ラオス	0	0	171

（出典：ジャーナリスト保護委員会 & 国境なき記者団データより筆者作成）



たジャーナリストがゼロという意味では、ベトナムもここに入れることができる。

つぎに、東南アジア諸国での特徴を抽出し整理してみよう。第1に、占領や内戦状態から国際社会の支援を受けて国家の自立へと向かった国である。ここには東ティモールとカンボジアがはいる。カンボジアは1970年から20年にわたる内戦を経験し、1991年によりやく和平へとき着けた。1992年から93年にかけて、カンボジアは国際連合カンボジア暫定統治機構（UNTAC）が統治した。93年5月にはUNTACの監視下で、憲法制定のための国民議会選挙が実施され、カンボジアは自立の道へと進んだ。あれから20年が経過するが、いまだにカンボジアでは報道の自由が確立されているとはいえない。とくに2003年と08年に発生したジャーナリストの殺害事案をみると、首相や政権党がらみの事案を取材していた地元新聞記者であった。

報道の自由度からすると、東ティモールは東南アジアで特別な存在である。東ティモールのみが「顕著な問題」を有する第3段階にはいる。東ティモールは1976年12月からインドネシアの占領下に置かれていた。1998年5月20日にインドネシアでのスハルト体制が崩壊すると、スハルトの後任であるハビビ大統領は、東ティモールに関して特別自治権の付与を問う住民投票の実施で、東ティモールの旧宗主国のポルトガルと同意した。1999年6月に国際連合東ティモール・ミッション（UNAMET）が派遣され、その監督下に8月30日住民投票が実施された。東ティモールは23年におよんだインドネシアの占領から解放され、2002年5月20日に国際法上はポルトガルから独立を獲得した。東ティモールはデータ上2名のジャーナリストはいずれも1999年9月に死亡している。この月は住民投票直後の混乱の時期であり、インドネシアからは住民投票の正当性を認めない「民兵」が派遣され東ティモールで暗躍していた時期でもあった⁽¹⁵⁾。その意味では紛争状態にあったといえる。しかし2000年以降の東ティモールではジャーナリストの死亡や殺害の事案は発生していない。この点は先に触れたボスニアのケースと同様である。

第2に、東南アジア地域には社会主義国が存在する。それにあたるのはベトナムとラオスの2国である。社会主義体制の国で報道の自由を語ることは厳しい。報道の自由度でもこの2国は「非常に深刻な状況」という第5段階に分類されている。先に提示した「報道の自由度」地図で最も濃い色の部分が第5段階にあたるが、東・東南アジアでそこに該当するのは、ベトナムとラオスのほかに、中国と北朝鮮のみである。しかしベトナムでは、ジャーナリストが殺害されたケースが1件ある。このジャーナリストは、事実上は借金まみれの妻に殺害されたことになっているが、メコン・デルタ開発をめぐるベトナム官僚の汚職事案を追っていた。後者の点を重くみて、ジャーナリスト保護委員会はこの事案をジャーナリストの死として分類している⁽¹⁶⁾。

第3に、東南アジア地域には権威主義体制あるいは競争的権威主義体制の国家が存在する。一般に選挙による体制の正当性をジャーナリストの死が発生していないシンガポール、マレーシア、ブルネイである。政治体制的にはこれらの諸国は権威主義体制である。そのために報道や言論の自由は相当程度制限されている。ジャーナリストは取材や表現について自己規制をするだけでなく、当局によるジャーナリストの活動への監視体制も強い（伊賀 2011）。皮肉ではあるが、権威主義体制でジャーナリストは当局の監視下にあるからこそ、ジャーナリストの生命は「守られている」といえるかもしれない。しかしそこでは言論の自由が保障されているわけではないので、ジャーナリストは「表現の自由の公共的使用」というジャーナリズムの使命を果たすという大きな挑戦がある。

第4は、1980年代半ば以降に「民主化」を遂げている国である。ここにはフィリピン、タイ、インドネシア、ビルマが分類できる。このうちビルマは2007年10月以降、国軍主導の政治体制の改革に着手した。2010年には新憲法のもとで総選挙が実施され、同時期に反体制指導者で自宅軟禁状態にあったアウンサンスーチーが解放された。2011年3

月以降は文民政府へと権力が移行した。このように政府主導で政治の自由化と民主的改革を断行している (Kyaw 2012)。国際社会の支援も多大であるために、2012 年からは半世紀ぶりにメディアの事前検閲が廃止され、歩みは遅いものの言論空間の自由化も進展している。2014 年版のジャーナリスト保護委員会のデータでは、調査対象の 180 か国中、ビルマは 145 位の報道の自由度とされており、いまだに十分な言論空間の自由化は進んでいない。

タイ、インドネシア、フィリピンの場合、報道の自由度がそれぞれ 130 位、132 位、149 位となっている。通常の取材過程で殺害されたジャーナリストの数は、順に 6 名、8 名、75 名である。フィリピンは 1986 年の「黄色い革命」でマルコス政権が崩壊しアキノ政権へと移行、タイは 1991 年に文民政権への移行、インドネシアは 1998 年に 32 年にわたるスハルト統治が終焉し民主化の道を歩み始めた。

このうちフィリピンとタイは、歴史的に選挙時における殺人や政治関連の殺人が頻発してきた (Anderson 1998: 265-284)。そのなかでもその残虐さかつ規模の大きさからすると、2009 年 11 月 23 日にフィリピン南部ミンダナオ島アンパトゥアンで発生した虐殺 (マンギンダナオの虐殺) は、選挙がらみの暴力という意味ではフィリピンのみならず世界的にも希有な例であるといえる。この虐殺はマンギンダナオ州知事選挙に関連したものであり、11 月 23 日の 1 日で 58 名の命が奪われたが、そのうちジャーナリストは少なくとも 33 名

●表 3 殺害されたジャーナリストの数

	フィリピン	タイ	インドネシア
1992 年	2		
1993 年	1		
1994 年			
1995 年			
1996 年			1
1997 年	1		2
1998 年	1	1	
1999 年			
2000 年	2		
2001 年	2	2	
2002 年	2		
2003 年	5		
2004 年	8		
2005 年	4		
2006 年	4		1
2007 年			
2008 年	2	2	
2009 年	33		1
2010 年	2		3
2011 年	2		
2012 年	1	1	
2013 年	2		
2014 年	1		
合計	75	6	8

(出典: ジャーナリスト保護委員会データベースより筆者作成)



であった (Papa 2009; Institute for Autonomy and Governance and Konrad Adenauer-Stiftung 2010)。しかしこれ以外のケースでは、選挙がらみでジャーナリストが暴力の対象となることは多くなかった。むしろジャーナリストの殺害については、選挙と直接関係のない文脈で発生している。たとえば、フィリピンで近年ジャーナリストが殺害される場合は、大半は地方での利権がらみであるという (Aguilar Jr., Mendoza & Candelaria 2014)。この実態がフィリピンでのジャーナリストの殺害事案の数を押しあげている。

こうしたフィリピンにおけるジャーナリストの殺害の事案の多さに関しては、民主主義の移行期にある国 (transitional democracy) に類似の現象である、とフィロメノ・アギユラーらの研究は論じている (Aguilar Jr., Mendoza & Candelaria 2014)。たしかに民主主義への移行期にある国家では暴力は頻発する傾向にあるが、反証事例も多々存在する。たとえば、本稿でも触れているカンボジアや東ティモールの場合、暴力の発生は体制移行の初期段階における選挙時に集中している。ジャーナリストの殺害に限定してみると、民主化の起点である 1992 年のタイと 1998 年のインドネシアでは一件もその事例が発生していない。このように考えると、フィリピンでのジャーナリストの殺害事案はむしろ逸脱事例といえる。

▶ 5 ローカルな政治と報道

東南アジア諸国でのジャーナリストへの暴力と死の事案をみていくと、もうひとつ注目すべき点が浮かびあがる。それは「民主化」との関連で、政治の自由化と制度の民主化が政治の実態と乖離して引き起こされる、ジャーナリストへの暴力という点である。それは、腐敗・汚職関連の取材をしている記者が暴力に直面するケースが多いという事実である。クリスチャン・ビヨンスコフ (Christian Bjørnskov) らの研究で計量的に分析されているように (Bjørnskov and Freytag 2010)、腐敗・汚職に関する取材が要因でジャーナリストが殺されるケースは、フィリピンに限定されるのではなく、世界的に状況の傾向にある。というのも、2003 年に国際連合が刊行した『グローバルな腐敗・汚職に関する報告 2003』のなかでベッティナ・ピーターズ (Bettina Peters) が指摘しているが (Peters 2003)、既得権益者は腐敗・汚職をつくりまた腐敗・汚職は既得権益者をつくりだす。かれらは権

●表 4 東南アジア諸国の汚職度 (2014 年)

国名	順位	指数
シンガポール	7	84
マレーシア	50	52
フィリピン	85	38
タイ	85	38
インドネシア	107	34
ベトナム	119	31
東ティモール	133	28
ラオス	145	25
カンボジア	156	21
ビルマ	156	21
ブルネイ	—	—

Transparency International, *Corruption Perceptions Index 2014*⁽¹⁷⁾ から筆者作成

益基盤の保全と拡大に関する報道には敏感になっているだけではなく、場合によっては暴力を行使してもジャーナリストの口を封じることがある。腐敗・汚職は政治的暴力を生み出す温床となっていることはたしかである。

しかしながら、腐敗・汚職と暴力と報道の関係ははかりにくい。ドイツ・ベルリンに本部を置く腐敗撲滅に取り組む国際的な非政府組織であるトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) が毎年公表している腐敗・汚職認識指標 (Corruption Perceptions Index) によると、東南アジア諸国の腐敗・汚職指数はまちまちである⁽¹⁸⁾。しかも腐敗・汚職指数と報道の自由度のあいだの関係性はほとんどない。報道規制が強いシンガポールとマレーシアは腐敗・汚職指数が低く、報道の自由度が高い東ティモールは汚職の度合いが高い。東ティモールの事例を取りあげると、報道の自由度が高いから汚職や腐敗に関するジャーナリストの取材や報道が多く、それによるジャーナリストへの暴力が多いというわけでもない。すでに触れたように、東ティモールでのジャーナリストの死は汚職と無関係である。

ところが、フィリピン、タイ、インドネシアの場合は腐敗・汚職、それについての取材、ジャーナリストへの暴力にはある程度の関係性がありそうである。フィリピン、タイはともに汚職度では世界で85位、インドネシアは107位である。それぞれ腐敗の度合いが高いだけではなく、過去20数年のあいだに政治体制的には民主化が進展してきた。特筆すべきは、民主化の進展は地方分権の拡大でもあった。地方分権は中央から地方への政治財政の権限移譲であるために、地方での政治権力や腐敗・汚職の温床になることがある。これは言葉を換えていうと、地方選挙は政治的対立構造や利権構造を転換することもある⁽¹⁹⁾。この場合、地方政治の腐敗・汚職に関連したジャーナリストへの暴力は、選挙前や選挙期間中よりも選挙後の日常的政治の場面で発生するのである。政治権力や利権の受益者主体が代わったとしても、ジャーナリストの追求する政治の透明性や民主的な政治は旧態依然のままであり、ジャーナリストの追求を逃れ、その口を封じようとする暴力は主体を代えて存在し続けることになる。フィリピン、タイ、インドネシアでもこの傾向は否定できない。

たとえば、これら3か国で起きたジャーナリスト殺害の事案をみてみよう。いずれもがナショナルなレベルでの争点ではなく、ローカルな争点である点が共通している。2010年12月17日に、インドネシア東部のマルク諸島にあるキサールで殺害されたジャーナリストのアルフレツ・ミルレワン (Alfrets Mirulewan) は、地元紙『プランギ・ウィークリー』 (Pelangi Weekly) の編集主幹であった。かれは違法な石油売買の実態を追っていた⁽²⁰⁾。2012年1月12日にタイのプーケット島にて殺害されたウイスット・タンウィタヤポーン (Wisut "Ae" Tangwittayaporn) は、地元の『インサイド・プーケット』紙 (Inside Phuket) 社主兼記者であった。かれはプーケットでの土地取引に関する争議を取材していただけては、当時のタイの与党であったタイ貢献党と連立関係にあった反独裁民主戦線に属する政治活動家でもあった⁽²¹⁾。2014年4月6日、フィリピンの首都マニラに隣接するバコール市で、ルビリタ・ガルシア (Rubylita Garcia) が銃弾に倒れた。彼女は、タブロイド紙『リメイト』 (Remate) の記者であり地元ラジオ局 dwAD のトークショーで人気を博していた。彼女は地元の有力者の汚職を追っていたことはよく知られていた⁽²²⁾。

ただしフィリピンと比較して、地方分権とジャーナリストへの暴力という点で、タイとインドネシアの事例は頻度が高くはない。それはフィリピンの地方分権的政治のあり方が過去20年ほどの状況ではなく、権威主義体制といわれていたマルコス政権下の15年間のあいだ (1972年から1986年) でも、それほど中央集権が地方まで浸透していなかった証左でもあろう。それゆえにフィリピンでは恒常的に地方における権力とメディアあるいはジャーナリストとの確執が存在しているのである。

このような地方におけるジャーナリストへの暴力は、ナショナルなレベルでの民主化とは若干異なる文脈で理解する必要がある。というのも、民主化によっていくら地方分権が進化したといっても、所詮それは地方での権力構造の転換をもたらすだけであつたり、地方でのローカルな権力の基盤強化につながる可能性が否定できないからである。同時に、地方での暴力は地方における司法への信頼度とも関連する事柄である。この点は地方での腐敗・汚職とも深く関係する。腐敗・汚職は法による統治の低下あるいは未定着と関連しているからである。司法への信頼度の低さを間接的に示すデータとしては、ジャーナリスト保護委員会が作成しているジャーナリストの殺害事案を改めてみるとよい。そこで明示されている事実は、殺害者の半数以上にあたる6割が司法の手に落ちておらず、いわば野放しの状態という点である⁽²³⁾。フィリピン、タイ、インドネシアの事案もご多分に漏れず、ジャーナリストの殺害者の大半は司法の裁きを受けていない。これでは地元住民が司法への信頼を高めるのは困難であるといわざるをえない。

以上を要するに、地方分権が浸透している国家においては、ナショナルなレベルでの報道の自由度とは異なるローカル特有の事情があり、それがローカルを拠点に活動するジャーナリストの戦いの場となる。そしてローカルなメディアが定着している地方では、ローカルな政治や腐敗・汚職こそがジャーナリストが権力と対峙するトピックなのである⁽²⁴⁾。そこには、ローカルであるかナショナルであるかにかかわらず、報道・言論の自由をめぐる攻防がある。ここにジャーナリストへの暴力が発生する要因が潜んでいる。

▶ 6 おわりに

ジャーナリストへの暴力をどのように捉えるのか。改めて指摘するまでもなく言論の自由は民主主義の根幹をなす概念であるが、ジャーナリストが言論の自由を体現するとするならば、ジャーナリストへの暴力は基本的人権のなかの自由権の侵害となる。

本稿でみてきたように、ジャーナリストへの暴力に象徴される言論の自由への侵害はその対象に国籍が曖昧となることがある。ジャーナリストへの暴力は国内問題であることもあれば、自国籍以外の地で取材の過程で命を落とすジャーナリストが存在するからである。そのためにジャーナリストへの暴力は、越境的な言論の自由への挑戦となる。それがジャーナリスト保護委員会や国境なき記者団の活動を支える原動力となっている。言論の自由という権利が「民主的な」空間をつくり出すという理念に基づいているともいえる。

ジャーナリストの死にかぎらず、人の死が権利と結びつけて議論されることは少なくない。しかし、本稿で議論してきたような言論の自由を守り実現する意志と運動は、国際社会の規範としてうねりとなるまでにはいたっていない。この点は、人権の実現の推進力として過去四半世紀のあいだに、国際社会であるいは学問的に注目されてきている移行期における正義 (transitional justice)⁽²⁵⁾ との根本的な違いである。

いうまでもなく現代の国民国家は、国民からさまざまな脅威の根を取り去ることで安全保障や社会保障を提供する主体である。そのために国家は暴力装置を独占し、国民に安全を提供する義務を有する。しかし、ときに国家という制度的権力が暴走し、その暴力装置が国民や住民の生命を脅かす存在となることもある。国家の暴走と表現すると異常な状態に響くかもしれないが、国家組織には本来的に自己保全と自己防御の本質がある。抑圧的な政治体制では国家の自己保全的な暴力が虐殺を生み出すことがある。逆に、国家が機能していない内戦状況の場合は、住民どうしの紛争が虐殺となることもある。殺人が犯罪であることに疑問を挟む余地は少ないが、それが抑圧的な政治体制や内戦状況下における虐殺となると、重大な人権侵害として認識される。

人びとが一時期にあるいは継続的や断続的に大量に死に直面する状況は、重大な人権侵

害であり、その人権侵害の状況を直視し対応する営みがある。それは移行期における正義と呼ばれている。この営みは、過去にあった重大な人権侵害の事案を掘り起こし、事実関係を確定し、過去に関する集合的な記憶を再構築する。結果としてそれが裁きになることもあれば、復讐という形をとることもあるし、逆に赦しとなったり、忘却となる場合もある。しかしながら、移行期における正義はあくまでも一国家単位の事柄である。そこで目指されているのは、正義の実現だけではなく、それによって新たな政治体制が安定することである。それゆえに移行期における正義の研究は一国単位の事例研究となり、そこから普遍的な正義実現のモデルが抽出できるわけではない。移行期における正義は、国民国家という枠組みのなかで、集合的記憶の再構築と過去に奪われた人権の回復を目指す運動として存在しているからである。

こうした移行期における正義に対して、本稿で議論したジャーナリストへの暴力は、言論空間を自由にする営み、すなわち言論・表現の自由の実現という普遍的な価値と規範に関わる問題である。もちろん本稿でも確認したように、ジャーナリストの死は国別の事情によるところが大きく、一般化はしにくい。しかもその大半は特定国家の地方における政治構造と政治構想の文脈を視野に入れる必要がある。それでもジャーナリスト保護委員会がおこなっているように、取材過程でジャーナリストが殺害される事案を抽出してみると、そこには普遍的な問題がみえてくる。それを捉えてジャーナリスト保護委員会や国境なき記者団は、各国のジャーナリズムの問題ではなく、国際社会における「表現の自由の公共的使用」というジャーナリズムの実現を目的としているのである。ジャーナリストの死は言論の自由と表裏一体の関係にあり、その責務と理念から本質的に公共性を備えており、国境を越えて自由な言論空間の実現へとつながっている。

●注

1. ISISは、イラクとシリアで活動するサラフィー・ジハード主義組織のこと。ISISのこうした公開処刑と映像の配信は、そのメディア戦略の一環である (Farwell 2014)。
2. ジャーナリスト保護委員会は、ジャーナリストの権利を守り、世界各国の言論弾圧を監視する非営利団体で、1981年アメリカ・ニューヨーク市で設立された。そのホームページでは1992年以降に世界各地で発生している言論弾圧の実態をデータベース化している。
3. <http://cpj.org/killed/> (2014年12月1日最終閲覧)。
4. 山本美香は自身の取材経験などを数冊の本として残している。彼女が銃弾に倒れたあと、ジャーナリスト山本の生きざまを日本テレビが編集した書籍に山本 (2014) がある。
5. APF通信社はAsia Press Frontと称し、東京に本社を置く。主として戦争・紛争地帯専門の映像取材を展開している。
6. しかしシュワルズマンテルは住民による暴力についての言及はない。体制移行期には社会秩序が崩壊し無法状態となり、住民の手による「正義」の実現や暴力の行使が展開することもある。「独裁」体制の崩壊から「民主化」への移行期の「暴力」と「正義」については、インドネシアの事例を論じた山本 (2001) がある。
7. 本書はカランの既発表論文をまとめた論文集ではあるが、メディアやジャーナリズムの初学者向けの入門書として刊行された。
8. 憲法学者は表現の自由と権力との関係を法的観点から議論する。たとえば、駒村 (2001) はその典型例である。
9. 植民地期インドネシアの言論統制と表現の「自由」については、筆者はYamamoto (2011) にて詳細に論じている。
10. 「民主主義の輸出」がアメリカの重要な外交政策である点についてはSmith (2001) を参照。
11. <http://cpj.org/killed/americas/usa/> (2014年12月1日最終閲覧)。
12. <http://cpj.org/killed/> (2014年12月1日最終閲覧)。
13. 同上。
14. http://rsf.org/index2014/data/carte2014_en.png (2014年12月3日最終閲覧)。
15. 新興国家である東ティモールでは、他の新興国家や民主化過程にある国家と同様に、インドネシア占領期および国家建設の過程での各種暴力に関する検証と和解の途が図られてきている。この過程はいわゆる移行期における正義を実現する時期であり、東ティモールの場合は国際社会の協力もありながら、国内でのローカルな取り組みも盛んにおこなわれてきている。この過程と取り組み関しては、Kent (2012) が手際よくまとめている。東ティモールでの国家建設過程の暴力についてはKammen (2009) を参照。
16. <http://cpj.org/killed/asia/vietnam/> (2014年11月30日最終閲覧)。

17. 同上。
18. <http://www.transparency.org/cpi2014/results> (2014年11月30日最終閲覧)。
19. 従来の民主主義と暴力の研究は、選挙時における暴力に焦点をあてる向きがあった。これに対してその意義は認めながらも、ポール・スタニランド (Staniland 2014) は選挙後の暴力にまで射程を伸ばすことで暴力と民主主義の関係はより深く解明できると議論している。
20. <https://www.cpj.org/killed/2010/alfrets-mirulewan.php> (2014年12月1日最終閲覧)。
21. <https://www.cpj.org/killed/2012/wisut-ae-tangwittayaporn.php> (2014年12月1日最終閲覧)。
22. <https://www.cpj.org/killed/2014/rubylita-garcia.php> (2014年12月1日最終閲覧)。フィリピンでのジャーナリスト殺害に関して近年顕著な傾向は、ローカルなラジオ局のトーク番組を担当しているジャーナリストが犠牲になるケースが増加している事実である。かれらはライブのラジオ番組で、自分の調査や取材の成果に基づいた自由な発言をしているという背景がある (Aguilar Jr., Mendoza & Candelaria 2014)。
23. 1992年以降世界では1082名のジャーナリストが殺害されているが、そのうち633件は殺害者が法による裁きを受けていない (<https://www.cpj.org/killed/impunity.php>, 2014年12月1日最終閲覧)。
24. ただし、本稿で構築してきた議論には弱点がある。すなわち、本稿でデータとして依拠しているジャーナリスト保護委員会、国境なき記者団、トランスペアレンシー・インターナショナルの作成するデータは、いずれもナショナルなレベルのものであるという事実である。世界180か国をカバーする調査ゆえにそれは当然の制約であるとしても、そこからは各国の地方政治や地方における言論の自由の度合いについては推測がはいることは否めない。
25. 移行期の正義に関する研究は枚挙にいとまがない。ここではそうした研究史を語る余裕はないが、そのなかでも長期の歴史的な視座から整理したElster (2004) は、この問題が特殊現代的ではないことを思い起こさせてくれる良書である。

●参照・引用文献

(邦語文献)

- 伊賀司 (2011) 「競争的権威主義体制下のメディアの統制と自由化に関する一考察—マレーシアを事例として」『六甲台論集』12: 1-22。
- 共同通信 (2014) 「報道の自由度、日本後退59位 原発事故取材で『圧力』」2014年2月14日。
- 駒村圭吾 (2001) 『ジャーナリズムの法理—表現の自由の公共的使用』嵯峨野書院。
- 土佐弘之 (2004) 「移行期における正義 (transitional justice) 再考—過去の人権侵害と復讐/赦し、記憶/忘却の政治」『社会科学研究』55-5/6: 79-99。
- 山本信人 (2001) 「インドネシアの政治不安と社会統合—噴出した暴力は国家を分裂に導くのか」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論—アジアの中の日本をめざして』NTT出版: 89-125。
- 山本美香, 日本テレビ編 (2014) 『山本美香という生き方』新潮文庫。

(英語文献)

- Aguilar Jr., Filomeno V., Meynardo P. Mendoza & Anne Lan K. Candelaria (2014) "Keeping the State at Bay: The Killing of Journalists in the Philippines, 1998-2012," *Critical Asian Studies*, 46-4: 649-677.
- Anderson, Benedict (1998) *The Spectre of Comparisons: Nationalism, Southeast Asia and the World*. London and New York: Verso.
- Bjørnskov, Christian and Andreas and Freytag (2011) *An Offer You Can't Refuse: Murdering Journalists as an Enforcement Mechanism of Corrupt Deals*. (http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1790384, 2011-014, 2014年12月1日最終閲覧)。
- Curran, James (2011) *Media & Democracy*. Oxon: Routledge.
- Elster, Jon (2004) *Closing the Books: Transitional Justice in Historical Perspective*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Farwell, James P. (2014) "The Media Strategy of ISIS," *Survival: Global Politics and Strategy*, 56-6: 49-55.
- Institute for Autonomy and Governance and Konrad Adenauer-Stiftung (2010) *The Maguindanao Massacre and the Making of the Warlords*. *Autonomy & Peace Review*, 6-1 (Special Edition) (lambigit.yolasite.com/resources/Maguindanao%20Massacre.pdf, 2014年12月1日最終閲覧)。
- Kammen, Douglas (2009) "Fragments of utopia: Popular yearnings in East Timor," *Journal of Southeast Asian Studies*, 40-2: 385-408.
- Keane, John (1991) *The Media and Democracy*. Cambridge: Polity.
- Keane, John (2004) *Violence and Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kent, Lia (2012) *The Dynamics of Transitional Justice: International Models and Local Realities in East Timor*. New York: Routledge.
- Kyaw, Yin Hlaing (2012) "Understanding Recent Political Changes in Myanmar," *Contemporary Southeast Asia*, 34-2: 197-216.
- Papa, Alcuin (2009) "Maguindanao massacre worst-ever for journalists," *Philippine Daily Inquirer*, November 26, 2009 (newsinfo.inquirer.net/breakingnews/nation/view/20091126-238554/Maguindanao-massacre-worst-ever-for-journalists, 2014年12月1日最終閲覧)。

- Peters, Bettina (2003) "The media's role: covering or covering up corruption?" in United Nations, *Global Corruption Report 2003*: 44-56 (unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/APCITY/UNPAN008437.pdf, 2014年12月1日最終閲覧)
- Reporters Without Borders (2014) *World Press Freedom Index 2014*. (http://rsf.org/index2014/data/index2014_en.pdf, 2014年12月1日最終閲覧)。
- Schwarzmantel, John (2010) "Democracy and violence: a theoretical overview," *Democratization*, 17-2: 217-234.
- Smith, Tony (2001) *America's Mission: The United States and the Worldwide Struggle for Democracy in the Twentieth Century*. Princeton: Princeton University Press.
- Staniland, Paul (2014) "Violence and Democracy," *Comparative Politics*, 47-1: 99-118.
- Yamamoto, Nobuto (2011) *Print Power and Censorship in Colonial Indonesia, 1914-1942*. Ph.D. dissertation, Cornell University.

山本信人 (慶應義塾大学法学部教授・同メディア・コミュニケーション研究所所長)